

答 申 情 第 8 7 号  
平成 3 0 年 7 月 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 佐 伯 彰 洋  
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

平成29年7月21日付け児福第92号をもって諮問のありました下記のことについて、  
別紙のとおり答申します。

記

精神障害等の定義等が記載されている文書の不存在による非公開決定事案 (諮問情第127号)



(別紙)

## 1 審査会の結論

諮問庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

(1) 審査請求人は、平成29年5月1日に、諮問庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「精神障害、知的障害の定義、判定手続きが記載されている文書（厚生労働省が虐待防止等の手引きで使用しているもの）」の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

(2) 諮問庁は、本件請求に係る公文書を保有していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、平成29年6月14日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

請求に係る内容を定義又は判定し業務を行っておらず、請求に係る公文書は作成していないため

(3) 審査請求人は、平成29年6月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 諮問庁の主張

弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

### (1) 本件請求に係る文書について

ア 本件請求において審査請求人が求めている文書について、情報公開請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員が審査請求人から以下のことを確認している。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課が発出した「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）」（以下「手引き」という。）には「虐待に至るおそれのある要因（保護者側のリスク要因）」として保護者の精神障害、知的障害、慢性疾患、アル

コール依存等が挙げられている。この文脈において京都市における、保護者の「精神障害」及び「知的障害」の定義や判定の手續が記載されている文書が求める文書である。

上記の確認内容は、手引きの「第2章 虐待の発生を予防するために」の「2. 虐待に至るおそれのある要因とアセスメント」の「(1) リスク要因とは」の「① 保護者側のリスク要因」の中の以下の記載を指しているものと認められる。

「また、攻撃的・衝動的であることや、精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等もリスク要因である。さらに、保護者自身が虐待を受けて育ち、現在に至るまで適切なサポートを受けていない場合にもリスク要因となることがある。」

イ また、「この文脈において京都市における、保護者の「精神障害」「知的障害」の定義や判定の手續が記載されている文書」とは、手引きの「①保護者側のリスク要因」において使用されている「精神障害」及び「知的障害」の用語について、本市として定義し、判定するための事務手續きについて記載した文書を指しているものと認められる。

(2) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

本市では、手引きを参照し児童虐待対応事務を行っているが、手引きを参照するに当たって、各自治体の児童相談所が保護者の「精神障害」及び「知的障害」について独自に定義し、判定することは求められていないため、本市としてはそのような事務手續きは行う必要がないものと考えている。

したがって、審査請求人が求めるような事務手續きを記した文書は作成していないため、請求に係る公文書は存在しない。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、次のとおりである。

開示請求に係る公文書を作成又は取得している。

6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、下記のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る文書について

ア 審査請求人は、本件請求における公文書公開請求書で「精神障害、知的障害の定義、

判定手続きが記載されている文書（厚生労働省が虐待防止等の手引きで使用しているもの）」と記載している。

イ この点について、本件請求の窓口である総合企画局情報化推進室情報管理担当の職員が本件請求時に審査請求人から確認したところでは、審査請求人は、厚生労働省作成の手引きには、「虐待に至るおそれのある要因（保護者側のリスク要因）」（以下「リスク要因」という。）として保護者の精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存等が挙げられており、この文脈において京都市における保護者の「精神障害」「知的障害」の定義や判定の手続が記載されている文書の公開を児童相談所に対して求めるとのことである。

ウ このことについて、諮問庁は本件処分に係る決定通知書で明示しており、審査請求人から特に異論が出ていないことも踏まえれば、審査請求人が求めている文書は、手引きにおいてリスク要因とされている、保護者の「精神障害」及び「知的障害」について、児童相談所における定義や判定の手続が記載されている文書であると認められる。

## (2) 本件処分について

ア 本件請求に係る文書は、上記6(1)で確認したとおり、手引きにおいてリスク要因とされている、保護者の「精神障害」及び「知的障害」について、児童相談所における定義や判定の手続が記載されている文書である。

イ 諮問庁の主張によれば、手引きを参照し児童虐待対応事務を行っているが、手引きを参照するに当たって、各自治体の児童相談所が保護者の「精神障害」及び「知的障害」について独自に定義し、判定することは求められていないため、そのような事務手続は行う必要がないとのことであった。

ウ ところで、当審査会が事務局をして、諮問庁に対して、虐待に至るおそれのある保護者側のリスク要因の一般的な把握方法について確認させたところ、「社会調査として、子どもの所属（保育所、学校等）及び関係機関（福祉事務所、保健センター等）から当該世帯の情報収集を行う方法や、子どもの所属先が把握している世帯の状況や、その他関係機関が把握している保護者の就労状況、手当受給状況、収入状況、各種保健福祉施策の利用状況等を把握する方法が一般的である。」とのことであった。

こうした虐待事案への対応の中で、保護者の精神障害及び知的障害に関する情報の取得については、「関係機関への調査により、保護者の各種保健福祉施策の利用状況により、障害の有無を把握。また、保護者の通院状況を把握（精神科医院通院歴有無）や「精神保健福祉手帳」、「療育手帳」の有無等を把握する方法が一般的である。」

とのことであった。

エ 当審査会が確認したところ、手引きでは、「通告・相談への対応手順」や「調査（安全確認）で把握・確認すべき事項」の項目部分において、精神障害及び知的障害を含む保護者側のリスク要因を把握するための一般的な方法が記載されていることが認められ、その中では、諮問庁が主張するとおり、関係機関への調査等によってリスク要因を把握することが一般的な方法である旨を読み取ることができる。また、手引きの中では、精神障害及び知的障害の有無の把握に関しては、児童相談所が独自に、保護者が精神障害及び知的障害を有していると判定等することまで求められてはいない。

このような中で諮問庁が、手引きで記載されているリスク要因の一般的な把握方法に従って関係機関に調査を行い、精神障害や知的障害の有無を把握するために精神保健福祉手帳又は療育手帳の有無等を把握する方法によっていると説明していることについては不自然な点は認められない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

#### 1 審議の経過

平成29年 7月21日 諮問

9月 5日 諮問庁からの弁明書の提出

平成30年 5月30日 審議（平成30年度第2回会議）

7月 3日 審議（平成30年度第3回会議）

※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。

※ 審査請求人から反論書の提出はなかった。また、審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

#### 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）